

平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

(平成一五年三月三十一日法律第一九号)

一、提案理由(平成一五年三月一八日・衆議院厚生労働委員会)

坂口国務大臣 ただいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

公的年金制度及び各種手当制度につきましては、国民年金法等の定めるところにより、毎年の消費者物価指数の変動に応じた物価スライドを実施することとなっており、平成十五年度においては、平成十四年の年平均の全国消費者物価指数が、平成十年に比べ二・六%の下落となったことから、国民年金法等の規定に基づくと、これに応じた減額改定を行うこととなります。

近年の物価の下落に対しましては、平成十二年度から十四年度までの過去三カ年においては、社会経済情勢にかんがみ、公的年金等の額を据え置く特例措置を講じてまいりましたが、他方で保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明確になってきたことなどを総合的に勘案し、平成十五年度における特例措置として、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率であるマイナス・九%を基準として公的年金等の額を改定することとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして、御説明申し上げます。

平成十五年度において、特例として、国民年金、厚生年金、児童扶養手当等について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率を基準として額の改定を行うこととしておりますほか、次期財政再計算において、特例措置を講じたことによる財政影響を考慮して、給付額や物価スライド規定のあり方等について検討することとしております。

なお、この法律の施行期日は、平成十五年四月一日としております。ただし、児童扶養手当につきましては、平成十五年十月分から額の改定を行うこととし、それまでの間は額を据え置くこととしております。

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一五年三月二 日)

長勢甚遠君 ただいま議題となりました両案について、厚生労働委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十五年度の国民年金、厚生年金、児童扶養手当等の額について、平成十四年の消費者物価指数が平成十年に比べ二・六%の下落となったことから、これに応じた減額改定を行うべきところ、現下の社会経済情勢にかんがみ、平成十五年度における特例措置として、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の比率であるマイナス・九%を基準として改定することとするものであります。

両案は、去る三月十八日本委員会に付託され、同日坂口厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行い、質疑終局後、まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について、日本共産党より修正案が提出され、修正案について内閣の意見を聴取した後、討論を行い、採決の結果、修正案は否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月一九日）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

高齢者の生活は、消費者物価のみではなく、医療や介護など福祉のあり方に大きく左右されるということに鑑み、年金のみの議論にとどまることなく、医療、介護、税制全般について高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

三、参議院厚生労働委員長報告（平成一五年三月二八日）

金田勝年君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、平成十五年度における特例措置として、公的年金等の額について、平成十三年の年平均の消費者物価指数に対する平成十四年の年平均の消費者物価指数の比率を基準として改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、審査を行い、特別給付金を一時金として支給する理由、妻に対する特別給付金のみを増額することの是非、物価スライドの特例措置を行う根拠、次期年金制度改革の課題等について質疑が行われましたが、

その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、日本共産党を代表して井上委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し、平成十五年度の公的年金等の額を平成十四年度と同額に据え置くことを内容とする修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、坂口厚生労働大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池委員より、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案の原案に反対する旨の意見が述べられました。

……………（略）……………

次いで、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案について採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一五年三月二七日）

政府は、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

公的年金、特に基礎年金の給付水準については、高齢者の生活や収入の状況が多様であり、疾病や要介護状態等のリスクにも大きく左右されることにかんがみ、年金だけでなく、高齢者の医療保険、介護保険の給付と負担、税制の在り方や、現役世代の社会保険料、租税等の負担の在り方を総合的に勘案し、国民の給付と負担の全体像を明確にする中で、高齢者が生活上の安心を得られるよう必要な措置を講ずること。

右決議する。